

マリン・エコラベル・ジャパン 養殖認証規格 審査シート

項目	規格	評価基準	原則に対する評価
原則1 養殖生産活動の社会的責任			
認証基準1. 1 水産動植物の養殖に当たっては、該当する関係法令、養殖場の所在する地方自治体の定める条例等を遵守していること			
1. 1. 1	漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、食品衛生法(昭和22年法律233号)、食品安全基本法(平成15年法律48号)などの他、養殖場が所在する地方自治体の定める条例などの中で、養殖生産に適用される蓋然性が高いものについて、生産者がなすべき事項を指示に従って適切に履行していること。	A: 関係法令に基づいて、本認証を受ける生産者がなすべき指示等がリスト化され、文書として保管されているか。 B: 上記指示に対して具体的な対応が適切に行われているか。	
1. 1. 2	必要な免許又は許可に基づき適法に養殖を行う生産者であり、養殖場の場所や魚種等は免許等の内容と相違がないこと。	A: 区画漁業許可状などを保有し、その許可内容と実際の養殖生産に相違がないか。 B: 都道府県や漁協等により漁業権行使規則などが設定されている場合は規則を理解し、それに従った養殖生産が行われているか。	
1. 1. 3	養殖従事者は、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されており、適切な健康管理が実施されているほか、適切な労働環境が確保されていること。	A: 養殖場で雇用されている従業員に対して、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されているか。 B: 従業員に対して適切な健康管理(健康診断の実施等)がなされ、その記録が残されているか。	
1. 1. 4	児童労働等違法な労働が行われていないこと。	児童労働や外国人の不法就労等違法な労働行為が行われていないか。	
原則2 養殖対象動物の健康と福祉に対する配慮(水産動物への福祉が確保されていること)(水産動物を対象とする養殖に適用する)			
認証基準2. 1 養殖対象動物がその種に適した良好な環境で飼育され、できるだけ水産動物にストレスを与えない配慮をした飼育管理を行い、病気の予防に努めていること			
2. 1. 1	養殖は、対象動物種、成長段階に応じて水産用水基準に適合する適切な水域、用水で行われていること。	A: 養殖対象動物が健全に生育するために必要な溶存酸素量が水産用水基準(別表)に適合しているか。 B: 用水のBOD・COD・全窒素量、底質のCOD・TS(全硫化物)等の汚染指標が水産用水基準(別表)を満たしているか。 C: 赤潮や汚染事故など養殖に悪影響が発生した時は情報の収集に努め、発生状況を記録し、必要に応じて専門機関の助言等を受け対策を講じるための手順がきめられているか。	

2. 1. 2	良好な生育環境を維持するために設定された適切な生簀面積や飼育密度等を遵守して飼育が行なわれていること。	A: 海面養殖場においては、生け簀を海水が循環するのに十分な生け簀間隔が設定されているか。	
		B: 飼育単位ごとに收容されている養殖対象動物の数が把握され、記録されているか。	
		C: 適切な養殖対象動物の飼育密度を遵守して飼育が行われているか。	
2. 1. 3	養殖対象動物に良好な環境が維持されていることを適切な指標を用いてモニタリングしており、指標の悪化が見られた場合の対処法を定めていること。	A: 養殖対象動物の健全な生育に適した環境が維持されているかをモニタリングするための計画が立案され、計画に従って実施されているか。	
		B: 測定結果は基準を満たしているか。	
		C: 基準を満たしていない場合に、適切な改善の手段を講じているか。	
2. 1. 4	養殖対象動物の栄養要求に応じた適切な飼餌料が、適量給餌され、健全に生育するよう管理されていること。	A: 養殖場で使用する飼餌料は品質の劣化を起こさない適切な方法で保管されているか。	
		B: 養殖場で使用する飼餌料は適切なものが使用されているか。また、養殖魚介類の健康に影響を及ぼすことが懸念される場合は必要に応じてビタミン剤などの飼料添加物が法令に従って、適切に使用されているか。	
		C: 養殖魚介類に給与された飼餌料の給餌量は飼育単位ごとに記録されているか。	
		D: 給餌量は必要に応じて調整されているか。	
<p>認証基準2. 2 養殖対象動物に発生する疾病の予防、拡散の防止に努め、水産動物が健全に生育するよう飼育管理が行われていること。</p>			
2. 2. 1	養殖対象動物の疾病等の予防や早期発見のため、これらの健康状態を適切な指標で定期的にモニタリングする手順が定められ、適正に実施されていること。	A: 飼育中の魚貝類の健康状態を定期的にモニタリングするための手順が決められているか。	
		B: 上記手順に従ってモニタリングが行われ、その結果が記録されているか。	
		C: その結果は水産試験場等の魚病担当者に定期的に確認を依頼し、助言を求めているか。	
2. 2. 2	死卵、へい死魚又は瀕死の状態にある水産動物は疾病の蔓延を防止するため、定期的に回収し、適正に処理する手順が定められており、手順に従って実施されていること。	A: 生簀等にへい死魚、瀕死魚等があった場合は速やかに専用の容器に回収し、その数を記録しているか。	
		B: 回収したへい死魚、瀕死魚の処理方法が決められているか。また、適正な処理が行われているか。	

2. 2. 3	<p>養殖施設内や周辺の養殖漁場及び水生生物への感染症の可能性をできるだけ減らすため、当該水産動物が飼育単位で飼育され、故意に放流することや生け簀等から逃げ出すことがないよう養殖施設が適正に管理されていること。</p>	A: 病魚を故意に放流していないか。	
		B: 養殖設備は病原体の温床となるような付着生物の除去、病魚の逃亡による疾病のまん延を防止するために網の補修などを定期的に行っているか。	
2. 2. 4	<p>養殖用種苗は養殖場へ導入する前に、特定の、重要な病原体に感染していないことが適切な方法で保証されていること。</p>	A: 養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録しているか。	
		B: 必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	
		C: 検査の結果、何らかの疾病にかかっていることが判明した場合、専門家の指示に従い、適切に処理するか、治療を行っているか。	
		D: 海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、必要に応じて無病証明書を取得しているか。	
2. 2. 5	<p>有効な防疫措置や水産用ワクチンの適正使用が行われ、発眼卵や種苗の導入から水産動物の出荷に至るまでの全ての工程において、適正な管理が実施されていること。</p>	A: 承認された水産用ワクチンがある場合には積極的にワクチンを使用して疾病の予防に努めているか。また、ワクチンの使用にあたっては法令等に従って適切にワクチンを接種しているか。	
		B: 必要に応じて、「特定疾病等対策ガイドライン」に記載されたまん延防止のための措置、消毒等が実施されているか。また、その準備がなされているか。	

認証基準2. 3 養殖対象動物に疾病が発生した場合に、法令を遵守し、適切な治療が行われていること

2. 3. 1	<p>異常が発見された場合には、直ちにこれらの移動を制限する等他への感染を防止するための措置も含め、疾病等発生への対策について適切な手順が定められており、実施されていること。</p>	A: 疾病が発生した場合の疾病の診断、治療に関して行う一連の作業について手順が決められているか。	
		B: 上記の手順には、疾病のまん延を防止するための対応が含まれているか。	
2. 3. 2	<p>魚類防疫員等の指導の下、疾病の診断ならびに治療法の決定が適切になされるよう対応が定められており、それによって、疾病の治療が行われていること。</p>	A: 疾病の診断及び治療法の決定は魚類防疫員等による検査を受け、その結果に基づいて行うことになっているか。	
		B: 抗菌剤の使用にあたっては、水産用抗菌剤使用指導書等必要な手続きを行い、交付書類が保管されているか。	
		C: 養殖場が魚類防疫員等による検査結果を待たずに治療を開始する特段の事由がある場合は手引きの手順に従って行われているか。	
		A: 投薬にあたっては、他の養殖魚への医薬品の汚染や環境中への流出を防ぐよう、適正な措置がとられているか。	

2. 3. 3	水産用医薬品等の使用の際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)その他関係法令等を遵守し、環境への影響を最小限にすることへの配慮を含め、これらを適正に管理し使用するための手順が確立され、手順に従って適正に実施されていること。	B:使用にあたっては、使用対象生け簀、使用医薬品、投薬日、投与量、休薬期間等を記録し、管理しているか。	
		C:すべての水産用医薬品について、購入伝票等の保管や医薬品に関する製造・販売元や製造番号等の情報、購入日、使用日、使用量、在庫量等を記録して管理し、品質の劣化を防止できる方法で適切に保管しているか。	
		D:使用期限切れの医薬品は適切に廃棄しているか。	
2. 3. 4	抗菌剤の使用については、OIEの「養殖魚衛生規約」及び当該規約の「責任ある抗菌薬の慎重な取り扱い原則」に基づいていること。	2.3.1～2.3.3が適合していること。	
2. 3. 5	養殖従事者は、養殖水産動物に関する衛生管理や養殖資機材等の安全性及び適正な取り扱いに関する教育訓練を受けており、これらについて常に高い意識を有しつつ、責任ある取組を実施していること。	飼育管理担当者が水産試験場等の主催する魚病講習会等に定期的に参加しているか。	

原則3 食品安全性の確保(生産物の食品安全が確保される養殖が営まれていること)

認証基準3. 1 養殖作業、養殖環境や養殖資材からヒトの健康に有害な物質等による汚染の可能性を最小限となるよう管理されていること。(全養殖対象種に適用する)			
3. 1. 1	養殖場及びその周辺環境において、汚染リスクの適切な評価にもとづいて適切な養殖場所が選定されていること。	A:養殖漁場の位置及び生簀の配置状況及び数を把握しているか。	
		B:養殖漁場周辺地域の農場や工場等の立地状況・河川の流入状況を把握し、養殖場を汚染する要因の有無を確認しているか。	
3. 1. 2	飼育によってヒトの健康に重大な影響を及ぼす物質による許容レベルを超えた蓄積が起こる可能性について適切なモニタリングを実施していること。	把握しているリスクに応じて、適切なモニタリング計画が立案され、有害なレベルの汚染がないことを確認しているか。	
認証基準3. 2 水産用医薬品の残留防止について、適切な作業手順が定められ、それに基づいて医薬品が適正に使用されていること。(水産動物を対象とする養殖に適用する)			
3. 2. 1	水産用医薬品等の使用の際には、薬効が効果的に発揮されるよう専門的知見や的確な診断に基づいて投薬を行うとともに、養殖水産物に残留のないよう、魚類防疫員等の指導の下、医薬品ごとに定められた用法・用量や休薬期間を遵守し、適正な記録を作成していること。	本評価指標は、認定基準2.3に適合していることで蓋然的に適合となる。	
認証基準3. 3 飼餌料に由来する有害化学物質等による汚染についてのリスクを把握し、適切な給餌管理が行われていること。(給餌養殖に適用する)			
		A:餌料については、原産地(漁獲海域の特定が遡及可能であるか)、販売元、魚種、数量、購入年月日等を記録し、照合可能な伝票を保管しているか。	
		B:配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	
		C:配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地(魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が遡及可能であるか)等を記載した品質保証書入手し、保管しているか。	

3. 3. 1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の使用にあたっては、有害化学物質等の混入防止を確保するとともに、生産単位ごとに給餌した飼料等について遡及可能な記録として管理されていること。	D: 給餌した飼餌料の種類や給餌量は生け簀ごとに記録されているか。	
		E: 給餌機や用具等は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒し、衛生的に管理しているか。	
		F: 作業船上においては、機械油や塗料など、有害化学物質による汚染を防ぐため適切に作業が行われているか。	
		G: 餌飼料等は、有害化学物質による汚染や異物混入を防ぐため適切に保管されているか。	

認証基準3. 4 二枚貝等の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。(二枚貝養殖等に適用する)

3. 4. 1	二枚貝等が、微生物や生物毒の発生状況等の監視や管理が実施されている海域で生産されていること。	対象海域が解説発生状況のモニタリングやその際の閉鎖並びに解放について通知され、これに従って出荷されているか。特に生食用の生産海域以外の海域で生産されたものが生食用として出荷されていないか。	
3. 4. 2	必要に応じて、貝類の浄化が行われていること。また、浄化設備は適切にメンテナンスが行われていること。	浄化の方法や浄化設備のメンテナンスの頻度が定められ、その作業状況が確認されているか。	
3. 4. 3	出荷にあたっては、生産海域、採捕年月日、貝の種類、数量、搬送の方法、生産者氏名等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段がとられていること。	生産物についての必要情報を出荷先に提供する方法が定められているか。	
3. 4. 4	出荷作業に用いる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。	同左。	
3. 4. 5	出荷作業を品質の劣化に配慮して衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	同左。	

認証基準3. 5 養殖生産物の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。(二枚貝養殖等以外に適用する)

3. 5. 1	養殖期間を通じて、養殖魚を生簀単位で管理し、養殖状況等を養殖日誌等に記録していること。	A: 種苗導入時、飼育単位毎に、収容年月日、総重量(又は尾数)を確認し、記録しているか。	
		B: 一つの飼育単位に、異なる由来の種苗を収容する場合は、混養の状況がわかるよう記録しているか。	
		C: 分養による魚貝類の移動履歴と分養後の総重量(又は収容尾数)を、生産単位毎に確認し、記録しているか。	
3. 5. 2	生産単位毎に水揚げ日、水揚げ尾数、重量、出荷先等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段が採られていること。	A: 生産物を識別する方法は1生産単位を1ロットとしてできるように定められているか。	
		B: 取引先の求めに応じて生産履歴情報を提示する手段が定められているか。	
		A: 出荷作業に使用する選別台、締め機、魚槽、容器、器具等は洗浄され、清潔に保たれているか。	

3. 5. 3	出荷作業に用いる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。	B: 生産物を収容する魚倉や容器で使用する海水等は清浄なものであり、使用する氷は飲用適の水から作られているか。	
		C: 生産物を収容した魚槽や容器は、蓋付きのものを使用するなど汚染を防ぐ措置がとられているか。	
		D: 出荷作業に使用する器具・機材、包装資材は害動物による汚染を受けないよう適切に保管されているか。	
3. 5. 4	出荷作業を、品質の劣化に配慮しながら衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	出荷の一連の作業について、衛生的に作業を行うための手順が定められているか。	

原則4 環境保全への配慮(環境に配慮された養殖が営まれていること)

認証基準4. 1 養殖に用いる器具、機材ならびに養殖魚貝類の排泄物や残餌等による環境悪化を防止し、また、養殖環境への養殖生産による負荷を最小限にとどめる管理がなされているかを検証・監視するための適切な手順を定め、実践していること。

4. 1. 1	汚染物質の養殖施設内や周辺漁場及び環境への拡散防止のため、生簀等の養殖施設や養殖資機材及び作業船等に重金属や有害化学物質等を含む塗料を使用していないこと。また、使用される資機材等は適正に管理及び修繕されていること。	A: 養殖場で使用する生け簀網、作業船、給餌機などの資機材のメンテナンスに使用する潤滑油、塗料、洗剤等がリスト化されているか。	
		B: 上記潤滑油、塗料、洗剤等上記化学物質のうち、海水中で使用する資機材に対して使用される場合、環境への影響がないよう適切に使用されているか。	
		C: 上記潤滑油、塗料、洗剤等は、故意または事故により環境中への流出することがないように適切に保管されているか。	
		D: 漁網防汚剤や養殖場で使用する漁船の船底塗料として使用する物質は有機スズ化合物を含むものではないか。	
		E: 漁網防汚剤や船底塗料を使用している場合には、使用状況を記録して管理しているか。	
		F: 不要な資機材(損傷した漁網、化学物質の容器等)が適切に廃棄され養殖場内に放置されていないか。また、廃棄方法は適切か。	
4. 1. 2	養殖場における水資源については、関係法令等に基づき、水が適正かつ有効に使用され、養殖場を含む海域における水質が保たれており、汚水処理が適正に行われているとともに、淡水の塩類化防止対策が採られていること。	A: 海面養殖場においては、漁業権行使規則、漁場改善計画等を遵守し、許可範囲内で養殖を行っているか。	
		B: 漁場改善計画に則って、モニタリングが実施されているか。	
		C: 環境指標は基準内に維持されているか。	
		D: 河川水や地下水を使用する陸上養殖施設では、水利権に関する都道府県の許可を得ているか、許可範囲を超える取水を行っていないか。	
		E: 陸上養殖施設では、適切な排水処理施設を設置しているか。	
		F: 排水処理施設を有していない陸上養殖施設では排水の水質が排水基準を満たしているか。	

		G: 海水魚を飼育する陸上養殖施設では、排水を海域に排水する場合を除いて、排水口付近の塩化物イオン濃度が200mg/L以下であることが保証されていること。	
4. 1. 3	養殖が適正な密度で行われ、養殖場における底質の悪化(有機物の堆積量増加、有機物の分解による貧酸素水塊の発生等)、有機物による汚染の増加等を定期的に監視していること。	A: 環境収容力に応じた適正な生産量が遵守されているか。	
		B: 養殖漁場環境を定期的にモニタリングし、健全な環境にあることを確認できるか。	
		C: 残餌の処理方法について適切な手順が定められ、実施しているか。	
4. 1. 4	閉鎖水域における養殖は、底質環境に大きな負荷を与えないよう、廃棄物等の適正管理を実施していること。	底質環境に影響を及ぼす可能性のある廃棄物は全て陸上で適切に廃棄しているか。	
認証基準4. 2 養殖に用いる飼餌料は、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(給餌養殖に適用する)			
4. 2. 1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の取り扱いにあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)その他関係法令等を遵守するとともに、生産単位ごとに有効に使用されており、これらの使用管理が適正に記録されていること。	同左。	
4. 2. 2	飼料原料は、トレーサビリティが確保されるとともに、魚粉や魚油については、魚種が特定され、絶滅危惧種 やIUU(違法・無規制・無報告)漁業由来の水産物が含まれていないこと。	A: モイストペレットに使用する餌料については、魚種、漁獲海域、販売元、数量、購入年月日等を記録し、伝票を保管しているか。	
		B: 配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	
		C: 配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地(魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が特定できるよう遡及可能であること)等を記載した品質保証書を手し、あるいは聴取記録を作成し、保管しているか。	
		D: 配合飼料メーカーから責任ある原料調達に関する方針を手しているか。	
		E: IUUに該当しないことが確認できる飼餌料の使用に努め、少なくとも原産地を確認できる、または、特定するための遡及が可能であるものを使用していること。	
		F: 魚粉・魚油の原料魚は絶滅危惧種でないか。	
		G: 国内で漁獲・生産される飼餌料原料魚及び魚油について、EUのIUU漁業規則に基づく漁獲証明書に準じて必要な情報が入手できる場合には、それらを手し、保管しているか。	

		H: 輸入原料の場合、上記漁獲証明書を発行している国からの輸入であり、必要な漁獲証明書を入手しているか。	
4. 2. 3	飼餌料として直接的に丸ごとの魚類が(漁獲された魚類が加工されることなく)使用されていないことを確保するとともに、飼餌料に含まれているタンパク源が、飼育されている水産動植物と同種同属のものでないこと。	A: モイストペレットは養殖魚の栄養状態を正常に保ち、また、生産物の品質向上を目的として適切に使用されているか。	
		B: モイストペレットは手引きに記載されている方法で調製されたものを使用しているか。	
		C: 養殖対象種と同種同属のものを使用していないか。	
4. 2. 4	育成期に使用する配合飼料は、養殖対象種の健全な生育を妨げない範囲で、魚粉及び魚油の使用量が削減されたものを使用すること。	A: 養殖魚の育成期において使用する配合飼料は市販されているものの中で低魚粉のものを使用しているか。	
		B: 魚油は水産加工残渣に由来するものや植物油脂により代替可能な範囲で使用割合を削減するよう努めているか。	
認証基準4. 3 養殖に用いる種苗について、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(水産動物を対象とする養殖に適用する)			
4. 3. 1	人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に導入していること。	A: 人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に使用しているか。	
		B: 必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	
		C: 海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、無病証明書や検査結果等を取得しているか。	
4. 3. 2	天然種苗を導入する場合には、当該種苗が合法的かつ環境負荷のない方法で採捕されたものであることを確実にするとともに、当該種苗を含め、周辺の生態系の資源状況等に悪影響を与えていないことが確実であること。	A: 養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録していること。	
		B: 天然種苗を導入している場合、当該魚種は適切な資源量評価が行われ、漁獲制限を行う必要がないとされる魚種であるか。	
		C: 採捕者、購入元、採捕海域、採捕方法、採捕及び購入年月日、平均体重及び総重量(又は尾数)等を確認し、記録しているか。	
		D: 許可を受けた採捕者が規制に従って適正に採捕した種苗であるか。	
		E: 採捕対象以外の魚種の混獲による天然資源への影響に配慮しているか。	
4. 3. 3	適正な環境リスク評価が実施されていない遺伝子組み換え生物を養殖用種苗として使用していないこと。	同左。	

認証基準4. 4 養殖場およびその周辺環境における保護対象となる野生生物の生息環境に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(全養殖対象種に適用する)

4. 4. 1	<p>養殖場周辺で保護対象となる野生生物の生息状況を把握し、対象となる野生生物が生息している場合には、その生存に影響を及ぼす潜在的危害を考慮して、必要な措置が講じられていること。</p>	A: 養殖海域または陸上養殖施設の設置場所が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接していないか。	
		B: 養殖海域及びその周辺が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接している場合、その生息環境に悪影響を及ぼさないよう適切な施策を実施しているか。	
		C: 養殖対象種の移動等の作業、台風等の自然災害による養殖対象種の逃亡について、その逃亡数を把握し、必要に応じて報告が可能な記録が残されているか。	
		D: 適切な逃亡対策を実施しているか。	
4. 4. 2	<p>養殖従事者の安全確保又は瀕死の当該生物に安楽死を優先する場合を除き、有害生物が絶滅危惧種に該当する場合は、非致命的措置により除去を行っていること。</p>	A: 当該養殖場における養殖生産にとっての害動物を特定しているか。その害動物が絶滅危惧種に該当していないか。	
		B: 害動物が絶滅危惧種に該当する場合、その駆除は適切な方法で行われているか。	